

## 第 2 6 号 議 案

### 足立区竹ノ塚駅中央地区地区計画の区域内における建築物の制限 に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 19 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

### 足立区竹ノ塚駅中央地区地区計画の区域内における建築物の制限 に関する条例の一部を改正する条例

足立区竹ノ塚駅中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 30 年足立区条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第 105 条第 1 項」を「第 163 条の 59 第 1 項」に改める。

第 7 条第 3 項第 1 号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 105 条第 1 項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第 163 条の 59 第 1 項」に改める。

#### 付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

#### （提案理由）

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。